

**大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例案**

本案を別紙のとおり提出する。

令和3年11月26日

大阪市会議長 丹野 壮治 様

提 出 者

田 辺 信 広	佐々木 哲 夫	山 本 長 助
野 上 ら ん	藤 田 あきら	竹 下 隆
岡 崎 太	飯 田 哲 史	ホンダ リ エ
佐々木 り え	高 見 亮	辻 淳 子
西 徳 人	山 田 正 和	西 崎 照 明
永 田 典 子	前 田 和 彦	森 山 よしひさ
北 野 妙 子	太 田 晶 也	

(別紙)

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 [1・2 略] 3 <u>令和3年12月</u> に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の205」とあるのは「 <u>100分の190</u> 」とする。	附 則 [1・2 同左] 3 <u>令和2年12月</u> に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の205」とあるのは「 <u>100分の195</u> 」とする。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

期末手当の支給割合の特例措置を講ずるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。